

(資料1-3)

次期鶴岡市障害者保健福祉計画の施策体系詳細（案）

I 障害者が地域で安心して暮らすために

1. 相談支援

「現状の課題と今後の方向性」

(第1回 鶴岡市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会での意見)
参考資料① No4、No7

【第1回 鶴岡市障害者施策推進協議会での意見】
参考資料② No7

障害の特性・状況の複雑化・多様化、保護者の高齢化による親亡き後の様々な不安、障害者自身の高齢化の問題、さらにはひきこもりのように地域の社会資源とつながらない人への対応も必要となっており、相談支援は多様化しています。

障害のある人やその家族の状況に応じた選択肢を示し、情報を届ける相談支援体制の充実が必要です。また、障害があっても地域の中で安心して生活することができるよう、重層的支援体制を構築して、さまざまな生活相談に対応し、相談を通じて適切なサービスに結びつけることができ、障害種別に関わらず対応できる総合的な相談支援体制の充実が必要となっています。

施策の方向性	主な施策	具体的な取組
(1) <u>相談支援体制の充実</u>	①地域ネットワークの充実	○鶴岡市障害者地域自立支援協議会における定期的な協議の実施 ○ 障害福祉施策を含めた重層的支援体制の構築
	②相談支援の専門性の向上	○基幹相談支援センターの機能充実 ○重層的支援体制と連携した支援体制の構築
	③制度等の周知、関係機関との連携	○障害福祉サービスを含む制度の周知と基幹相談支援センターとの連携
(2) 障害のある人の家族への支援	④情報発信・情報提供	○障害福祉に関する情報発信・提供
	⑤当事者団体等の活動支援	○障害のある人やその家族で構成する団体等の活動支援
(3) 地域での支援体制の充実	⑥民生委員・児童委員の活動推進	○民生委員・児童委員による障害のある人への支援活動の推進
	⑦障害者相談員の活動支援	○障害者相談員制度の周知 ○障害者相談員の活動支援

2. 保健・医療

「現状の課題と今後の方向性」

(第1回 鶴岡市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会での意見)
参考資料① No8

【第1回 鶴岡市障害者施策推進協議会での意見】
参考資料② No8

障害の原因となる疾病等の発症時期はさまざまであり、各年代に合わせた障害の予防や早期発見、早期治療、障害の軽減を図ることが重要です。

乳幼児の各健康診査の実施、また必要に応じた保健師・臨床発達心理士による訪問指導や相談指導を通じて、障害を早期に発見するとともに、早期療育につなげる必要があります。また、重度心身障害、難病、高次脳機能障害などにより、日常生活において医療的ケアを必要とする人が増加する中、専門的医療の提供や医療的ケアの対応ができる障害福祉サービス事業所等の支援体制が不足しているため、医療や医療的ケアの充実が必要となっています。

施策の方向性	主な施策	具体的な取組
(1) <u>保健・医療サービスの充実</u>	⑧保健施策の充実	○乳幼児健康診査における障害の早期発見と乳幼児発達相談の推進 ○適切なサービス利用等に向けた関係機関と連携した支援の充実
	⑨職員の資質向上及び関係機関との連携強化	○研修や事例検討による保健師等のスキルアップ ○適切なサービス利用等に向けた保健・医療・福祉従事者間の連携強化
	⑩こころの健康づくりの推進	○こころの病気などに対する相談支援の充実
	⑪医療と福祉の連携	○適切な障害福祉サービスの利用等に向けた医療機関との連携の推進
	⑫ 医療的ケア児支援体制の強化	○ 医療的ケア児とその家族のためのショートステイや訪問入浴等のサービス向上
	⑬医療機関でのレスパイト事業の充実	○医療機関で障害のある人を一時的に預かるレスパイト事業の充実
	⑭高次脳機能障がい者支援センターとの連携	○高次脳機能障がい者支援センターと連携したサービス利用の支援

※レスパイト事業：在宅で障害児を介護している家族に代わって、一時的に障害児者を預かり、リフレッシュしてもらう家族支援サービス

3. 暮らしを支えるサービス
「現状の課題と今後の方向性」

【第1回 鶴岡市障害者施策推進協議会での意見】
参考資料② No9

障害のある人の状況に応じて、より良いサービスを提供していくためには、事業者、関係機関等との情報の共有を図り、それぞれが役割を担い、障害のある人を支えるためのネットワークの充実が必要です。日常生活や親亡き後の支援に向けて、医療など多職種との協働した取り組みや生活支援の充実が必要になっています。

施策の方向性	主な施策	具体的な取組
(1) 障害福祉サービスの向上	⑮サービスの質の向上のための支援	○相談支援事業所と連携しての障害者の生活向上に向けた支援の推進
	⑯障害福祉サービスにおける人材確保に向けた検討	○障害福祉サービスにおける人材確保・定着・養成に向けた検討
	⑰地域生活支援拠点における支援体制の強化	○地域生活支援拠点での受入れ支援体制の充実
	⑱強度行動障害者等に対する支援	○強度行動障害者の受け入れができる事業所の充実
(2) 経済的な生活保障	⑲制度周知の徹底	○障害年金などの公的扶助制度等の周知
(3) 精神に障害のある人への地域生活移行支援	⑳精神障害等にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた検討	○精神障害者等も地域で生活ができる地域包括ケアシステム構築に向けた検討
	㉑精神に障害のある人の地域移行と生活支援の充実	○精神に障害のある人の退院後の支援体制の充実

4. 権利擁護と差別解消
「現状の課題と今後の方向性」

【第1回 鶴岡市障害者施策推進協議会での意見】
参考資料② No5

障害者の地域移行が進む中、判断能力が十分でない知的障害、精神障害者等には、福祉サービスの利用や契約手続き、金銭管理などに関する援助など、自立生活を送るための支援が必要であり、介護家族の高齢化などを背景に、利用はさらに増えていくものと想定されることから、引き続き、制度の普及啓発が必要です。

また、障害者差別の禁止に向け、一層の取り組みを進めていく必要があります。障害者差別解消法に基づいて、障害を理由とした不当な「差別の禁止」と「合理的配慮」について、更に取り組みを推進していく必要があります。

施策の方向性	主な施策	具体的な取組
(1) 権利擁護と虐待防止	㉒虐待を防止するための取り組み	○虐待防止に関する研修会等の開催や普及・啓発
	㉓成年後見制度利用支援事業の実施	○生活困窮者に対する成年後見制度利用に係る費用助成
	㉔成年後見制度の周知	○成年後見制度に関する情報発信
	㉕権利擁護支援に関する中核機関との連携	○成年後見制度中核機関と連携した権利擁護支援の充実
(2) 差別の解消	㉖障害のある人への「差別と偏見」を解消するための取り組み	○障害のある人の権利擁護に向けた啓発活動の推進

「施策の成果指標 (KPI)」

項目	現状値	成果指標 (KPI)
医療的ケア児の受け入れ対応可能な事業所数 (サービス毎の事業所数)	通所系のサービス：5事業所 (2022 (令和4) 年度)	通所系のサービス：6事業所 (2029 (令和11) 年度) ショート系のサービス：1事業所 (2029 (令和11) 年度)

(設定理由)

医療的ケア児の受け入れ対応可能な事業所が増加することにより、医療的ケア児を看護する家族の負担軽減につながる。

項目	現状値	成果指標 (KPI)
地域生活支援拠点における緊急時の受け入れ登録事業所数	6事業所 (2022 (令和4) 年度)	12事業所 (2029 (令和11) 年度)

(設定理由)

障害のある人の高齢化・重度化や「親なき後」に向けて、地域生活支援拠点における緊急時の受け入れ登録事業所が充実することにより、緊急時における障害のある人の生活支援につながる。

II ともに働き、ともに社会参加するために

1. 療育・教育

「現状の課題と今後の方向性」

【第1回 鶴岡市障害者施策推進協議会での意見】

参考資料② No12、No13

人口減少、少子高齢化が進むなか、発達障害児・者に関しては増加傾向であり、支援を必要とする子どもやその保護者への支援が必要です。また、小中学校の特別支援学級の在籍児童数は増加傾向にあり、個別の支援を必要とする児童・生徒が増加している状況にあります。

誰もが安心して暮らせるために、出生から保育所等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、そして就労と、ライフステージが移っても、切れ目のない支援が身近な所で受けられ、引き継げるような体制の構築が必要となっています。

施策の方向性	主な施策	具体的な取組
(1) 療育の充実	①児童発達支援センター機能の充実	○障害のある子どもへの後方支援体制の充実
	②早期発見と継続的支援	○乳幼児健康診査での障害の早期発見と支援の充実 ○発達相談事業での障害の疑いのある子どもの発見と支援の充実
	③療育環境の充実	○障害のある子どもの療育環境の充実
	④発達段階に応じた必要な支援	○発達段階に応じた支援を行うための関係機関との連携
	⑤療育等専門機関の充実	○こども医療療育センター庄内支所の機能強化に関する要望継続
(2) 教育の充実	⑥個別の指導計画及び教育支援計画の活用	○障害のある子どもの個別の指導計画及び教育支援計画による支援
	⑦スクールカウンセラー等の活用	○スクールカウンセラー等による支援
	⑧教育環境の整備と充実	○障害のある子どもとない子どもとの交流や共同学習の推進
	⑨関係機関との情報共有	○支援を行うための関係機関での情報共有
	⑩学校と医療機関の連携	○医療機関と連携した学校での医療的ケア支援体制の充実
(3) 発達障害者等への支援の充実	⑪情報共有ツールの活用	○必要な支援内容などが関係機関で共有できる情報共有ツールの活用
	⑫理解啓発活動とネットワーク構築	○ライフステージに関わる関係機関とのネットワーク構築
	⑬専門的人材育成	○発達障害の支援に取り組む人材育成

2. 就労

「現状の課題と今後の方向性」

【第1回 鶴岡市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会での意見】

参考資料① No2、No3

【第1回 鶴岡市障害者施策推進協議会での意見】

参考資料② No14、No15

障害のある人が就労訓練等を行う作業所や施設等の工賃は低く、経済的な課題があります。障害者雇用拡大の推進とともに、市でも障害者優先調達推進法に基づき、障害者施設等への発注を充実させていくことが必要です。

このため、障害者の経済的な安定のために雇用拡大を推進し、雇用が安定して継続できるよう支援が必要となっています。

施策の方向性	主な施策	具体的な取組
(1) 一般就労の促進	⑭就労の機会拡大	○一般企業等での就労が困難な方への就労等の訓練支援
	⑮障害者雇用の推進	○障害者の一般就労への移行に向けた関係機関との連携強化
	⑯市の職場環境づくり	○市における障害者雇用の拡大
(2) 就労支援を通じた意欲及び能力の向上	⑰農福連携の推進	○関係者による農福連携に関する課題共有 ○農福連携による雇用機会の拡大に向けた検討
	⑱障害者優先調達推進法に基づく調達	○市での調達方針と発注目標額を定めて物品や役務の発注を推進
	⑲障害のある人への就労定着支援	○民間事業所に対する障害者雇用の普及啓発 ○障害者就業・生活支援センターと連携した支援

3. 社会参加

「現状の課題と今後の方向性」

(第1回 鶴岡市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会での意見)

参考資料① No1、No6

【第1回 鶴岡市障害者施策推進協議会での意見】

参考資料② No8

障害のある人が地域の活動に参加し交流することは、障害のある人の自己実現と障害に対する理解の促進が重要であり、気軽に集まることができる場があることで当事者同士の交流、他の障害のある人との交流ができ、また様々な団体に参加することによりその活動を通して社会参加の促進が必要になっています。

施策の方向性	主な施策	具体的な取組
(1) 仲間づくり、団体活動への支援	㉑当事者団体活動の活性化	○当事者団体の取組等への支援
(2) 地域活動、スポーツ、文化活動、レクリエーションの推進	㉒余暇活動の支援	○障害のある人が参加できるスポーツやレクリエーションの普及啓発
	㉒障害のある人も参加しやすい地域づくり支援	○住民自治組織の事業の企画・実践に関する助言等の支援
	㉓文化芸術活動の推進	○障害の有無を問わず文化芸術活動に参加できる環境整備
	㉔障害者スポーツの推進	○障害のある人が安心してスポーツ施設等を利用できる環境整備
(3) 地域交流の推進	㉕情報提供・情報発信	○地域との交流活動の情報提供等の推進

II ともに働き、ともに社会参加するための方向性

「成果指標 (KPI)」

項目	現状値	成果指標 (KPI)
就労移行支援サービス利用者の人数 (年間)	24人 (2022 (令和4) 年度)	30人 (2029 (令和11) 年度)

(設定理由)

障害のある人のうち、就労移行支援のサービス利用者が増えることで、一般就労へつなげることができ、障害者雇用の促進につながる。

Ⅲ 障害のある人にやさしい地域社会を実現するために

1. 広報・啓発

「現状の課題と今後の方向性」

障害や障害者に対する理解・認識を深めるとともに、人権尊重の意識を醸成するため、障害の個別性などにも留意しながら、障害に対する正しい理解、幅広い関心が得られるような取り組みが必要です。また、地域で支え合って生活していくためにボランティアの活動の啓発も重要な取り組みです

このため、家庭や学校、地域における福祉教育の充実を図り、子どもたちが障害に関する正しい知識を持ち、障害への理解を深めていけるように、学校等と連携して取り組みを実施していくとともに、各種広報紙など多様な媒体を活用し、障害のある人の人権尊重や障害への理解促進やボランティア活動の普及・啓発が必要となっています。

施策の方向性	主な施策	具体的な取組
(1) 啓発活動、福祉教育の推進	①広報及び啓発活動	○障害の各種イベントの広報啓発の促進
	②障害理解に関する研修等の機会提供	○教育機関等で実施する研修等への講師派遣
(2) ボランティア活動の推進	③活動の場の拡大	○ボランティアセンターと連携した活動の場の拡大
	④活動促進とネットワーク構築の推進	○学校などと連携したボランティア募集と活動の促進

2. 情報・コミュニケーション

「現状の課題と今後の方向性」

(第1回 鶴岡市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会での意見)
参考資料① No5

障害福祉サービス等の制度は、障害のある人やその家族の置かれている現状等によって、正しい情報が得られないことがあり、給付手法や制度の変更等もあることから、常に最新情報に更新していく必要があります。

このため、障害のある人や保護者、関係者や各関係機関といった方々に正確な情報を提供していくことが必要となっています。

施策の方向性	主な施策	具体的な取組
(1) 情報システム・コミュニケーションのバリアフリー化	⑤情報アクセシビリティの向上	○広報やホームページなどのアクセシビリティの向上
	⑥意思疎通支援の充実	○イベント等への手話奉仕員や要約筆記奉仕員の派遣

3. 生活環境
「現状の課題と今後の方向性」

(第1回 鶴岡市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会での意見)
参考資料① No5、No6、No9

【第1回 鶴岡市障害者施策推進協議会での意見】
参考資料② No3、No11

障害のある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、住環境の整備、移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障害のある人の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上が必要です。また、バリアフリー化や住環境の整備は時間を必要とするものであり、継続して取り組みを進めていく必要があります。

施策の方向性	主な施策	具体的な取組
(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進	⑦公園のバリアフリー	○園路やトイレなどのバリアフリーの推進
	⑧出かけやすい歩道の整備促進	○歩きやすい歩道整備の推進
	⑨建築物のバリアフリー	○鶴岡市の建築物等に関する福祉環境整備要綱の啓発
	⑩市施設でのユニバーサルデザイン	○誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの施設整備の推進
(2) 移動支援の充実	⑪交通環境の整備	○鶴岡市地域公共交通計画に基づく交通環境の構築を推進
	⑫移動支援の充実	○移動支援サービスと福祉有償運送の推進 ○将来的な移動支援の検討
	⑬各種移動支援施策の周知	○移動支援サービスや各種交通機関の助成制度の周知
(3) 安全・安心策の確保	⑭災害時の情報保障	○障害特性に応じた災害情報等の提供体制の構築
	⑮障害特性に配慮した防災計画	○障害特性に配慮した避難支援などの推進
	⑯避難行動要支援者計画の推進	○鶴岡市避難行動要支援計画に基づく要支援者の支援体制整備
	⑰住民組織との連携	○住民自治組織と民生児童委員等との連携による支え合い支援
(4) 住宅環境の整備・確保	⑱消費者トラブルの防止	○消費者被害防止に向けた相談窓口の充実
	⑲民間賃貸住宅への居住支援	○住宅セーフティネット制度を活用した障害のある人が入居可能な住宅の整備
	⑳グループホームへの居住支援	○障害のある人が自立した生活ができるようグループホームの整備支援
	㉑公設の福祉施設の再整備に向けた検討	○老朽化が進行している愛光園の再整備に係る調査と整備計画作成

Ⅲ 障害のある人にやさしい地域社会を実現するために
「成果指標 (KPI) 」

項目	現状値	成果指標 (KPI)
市内グループホームの総定員数	238人 (2022 (令和4) 年度)	247人 (2029 (令和11) 年度)

(設定理由)

障害のある人が入居できる市内グループホームの総定員数が増えることにより、住宅環境の確保につながる。